

中国における大学生募集制度に関する一考察

— 1952～65年度の募集規定の分析を中心として —

大塚 豊

(広島大学・大学教育研究センター)

はじめに

中国では「紅」（思想面で優れていること）と「専」（専門的知識や技能の高さ）ということが、しばしば問題にされる。本稿のねらいは、「紅と専」の関係という視点を中心に、中国における大学生募集制度の変遷について考察することである。

本稿は基本的資料として、各年の「全国高等教育機関学生募集規定」（1952～65年）を用いる。当該資料は毎年公布されてきたものであり、それ故連続性をもち、相互に比較可能であり、その内容の変化を詳細に分析することは、現代中国の高等教育の展開の一側面を歴史的に跡づける上で重要な意義がある。というのも、現代中国の教育に関する研究は、資料の制限もあって、ともすれば突出した事件のみを取り上げたり、せいぜいその点と点をつなぐ「論理」の構成を試みるといった方法に終止することが少なくなく、こうした研究の欠陥を補うには、上述したような実証的分析による以外にないからである。

また、とくに1952～65年という時期の資料分析を行う別の意図もある。「四人組」批判の過程で「二つの評価」（建国から文化大革命までの教育が、基本的にブルジョア階級路線のものか、それともプロレタリア階級路線のものかという評価）が問題になったが、本稿の分析は、これに対して客観的判断を行うための一視

点を提示できるであろう。

ただ、「紅」あるいは「専」といっても、それら是对立するものではなく、統一さるべきものとして提起される場合がほとんどである。従って、本稿では「紅」重視の見解を確認する指標として、中国では高い政治・思想性を具現する者と考えられている労働者、農民、兵士といった層⁽¹⁾に対する優遇を強調する主張や措置を、また「専」の指標として、受験生の学力や質の向上を強調する主張や措置を取り上げ、それらに注目することにする。

1. 第1次5ヶ年計画期(1953—57) における学生募集

(1) 統一募集制度の導入

1950年6月、共和国成立後はじめての全国高等教育工作会議が開かれた。教育部長馬鈺倫が「半植民地、半封建の旧中国から必然的に生じた現象」と呼んだ、解放直後の中国の高等教育に山積する困難な諸問題を討議するためである。それらの問題とは、①高等教育機関の絶対的不足と地理的に不均衡な分布状況、②とくに解放区時代からの機関にみられる水準の低さ、③学生中の労働者、農民層の比率の低さ、などであった。そして会議の結果、①経済建設を中心とする国家の諸建設の需要に高等教育を密接に結びつけること、②今後、労働者、農民に高等教

育の門戸を開くこと、③中央による統一管理、大学の改組整備、教員の養成と思想改造などにより、高等教育の計画的発展を進めることが決定された。⁽²⁾

これらの基本方針に沿って、教員の思想改造運動が広く展開される一方、52年には、「全国工学院調整法案」が出され、当面緊急な充実の必要性があった理工科系を中心に、従来無計画、無統制に創られてきた大学の組織の再編成（「院系調整」）がすすめられた。

こうして施設や教員など、受け入れ体制が計画的に整えられる一方、受け入れられる学生についても計画化が進められた。すなわち、従来各大学が個別に実施していた学生募集を統一的に行うことで、「学生募集工作における無政府状態を完全に消滅」⁽³⁾させ、高級人材の養成を国家建設の需要に一層適合させることが図られたのである。1951年には統一募集への過渡的措置として地区別の募集方式が試みられた後、52年には本格的に全国的規模での統一学生募集が始まったのである。⁽⁴⁾

52年6月12日に中央教育部から公布された「全国高等教育機関1952年夏期新入生募集規定」⁽⁵⁾では、冒頭で「全ての高等教育機関が募集定員を各大行政区⁽⁶⁾人民政府の教育部に申告し、全国計画に照らして批准を受け、募集方法も中央および各区の教育部の規定に従い、勝手に学生募集を行うことを厳禁する」とされ、統一募集という形式が明示された。

また、統一募集実施のための組織として、中央に全国高等教育機関学生募集委員会が置かれ、地方にも各大行政区の教育行政部門の直接指導の下に、当該区内の各高等教育機関と関連行政部門の代表から構成される募集委員会が設置されることが規定された。応募関係の事務、入試の実施、合否決定、各大学への合格者の分配などの業務は、この大行政区の委員会が行うのである。

募集対象となる者は、高級中学（わが国の高校に相当する）本年度卒業生およびこれと同等の学力を有する者である。52年の場合、募集対象者の中にはいまだ過渡的性格を色濃く残すものとして特徴的な、すでに大学で補習を受けている⁽⁷⁾解放軍部隊や行政部門の幹部も含まれている。彼らは補習科目についてのみ進学試験を受け、及第すれば優先的に各校に分配されたのである。また、「産業労働者、革命幹部、少数民族学生および華僑学生に対しては寛大に扱い入学させることができる」と規定されているこ

とは注目に値しよう。すでに1950年8月に公布された「高等教育機関暫行規程」の第11条でも、これらの人々に対しては「入学および学習上の特別な配慮をしなければならない」とされているが、こうした規定は社会主義大学へと脱皮する上で必須の条件であったともいえる。

(2) 統一募集規定の整備・充実

統一募集2年目の53年になると、募集規定は飛躍的に整備され、その内容は詳細になり、これ以降の募集規定の基本的パターンが出来あがったように見える。⁽⁸⁾

応募資格としては、「人民に奉仕することを希望し、身体健康」という前提の下で、以下の条件のいずれかに該当することが求められている。すなわち、①高級中学の本年度卒業生および労農速成中学⁽⁹⁾卒業生、②中等専門学校本年度卒業の優秀な学生、③優秀な小学教員、④中等専門学校卒業後、規定の年限就業した者、⑤労働者・農民青年、革命幹部で、県以上の労働組合総連合会ないし所属する業務単位の証明を受けた者、⑥帰国した華僑学生、⑦高級中学卒業（現在これに相当する学力を有する者も含む）後、大学未進学かつ革命工作にも参加しなかった者、または革命工作に参加したが事情により離れた年齢27歳以下の者で、とくに居住区の人民政府の紹介状を持つ者、である。さらに規定の別の項では、香港、マカオの高級中学卒業生も募集対象に入れられている。⁽¹⁰⁾ 応募資格に関する上記の条件は、年により若干の修正はあるが、基本的にはこれ以後ずっと維持されることになる。

また、53年の規定では、労農速成中学の本年度卒業生、勤務3年以上の工場、鉱山、農場の産業労働者、革命工作に3年以上従事した労農出身の幹部、革命工作に5年以上従事した幹部、さらに少数民族学生と華僑学生については、「優先して」入学させると明記されている。彼らは「その成績が募集する学科の合格基準に達している時」、優先入学が認められたのである。この他、入試科目がこの年から募集規定の中に記述される（附表参照）が、外国語試験（英語または露語）に関しては、労農速成中学と中等専門学校の卒業生、および産業労働者、革命幹部、小学教員は、外国語学科の受験者以外は免除されている。

こうした労働者、農民などに対する優遇措置は、基本的に「紅」への配慮が強く働いたものと見るこ

とができよう。そして、翌54年の規定⁽¹¹⁾にもまったく同様の記述があり、この措置はほぼ完全に定着したかに見えた。

(3) 「専」重視政策の抬頭

1954年6月に大行政区という行政区画が廃止されたため、55年度から地方の学生募集委員会は省レベルに設置された。しかし、実際に学生を募集する基本的地区割りには従来の大行政区が使われるという変則的な方法が、これ以後57年まで続くのである。

さて、先述した「優先入学」の規定は、55年の募集規定にもある。しかし、「一般の出願青年の成績と同等ないし接近している時」という但し書が加えられている。さらに、学生募集についての原則に言及した部分では、「過去数年間のように数に重きを置き、質を軽くみる偏よった傾向を絶対に改めて」「質は保証し、数は考慮するという方針を貫く」とされていることが目立っている。

当時の高等教育部計画局の副局長張健は、入学条件を甘くしたことで生じた「教育浪費」の統計をあげ、「今年も労働青年幹部や労働子弟を大いに吸収して入学させねばならない」とする反面、そのために「入学条件を下げることはできない」と述べている。彼によれば、1953～54年に病気や学業不振から休学・退学した高等教育機関の学生は、全体の3.53%に相当する7,478人であり、こうした「流動」によって国家は747万円～1,121万円の損失を被ったというのである。この休学・退学者の比率はそれほど高いものではない。しかし、無駄を認める余裕のない開発途上の中国にとっては、「このような流動は明らかに過度」であると受けとめられたのである。張健は、休学・退学者の50.2%は健康上の理由であるとしているが、新入生の学力不足も大きな原因であるとしてあげている。例えば、清華大学では1952年度の入学試験の合格基準を低くしたため、全入学者の29%に当たる249人が、数年間のうちに休学・退学したというのである。⁽¹²⁾ 同時期の「人民日報」の社説にも同じ論調が見られ、「合格基準を下げるべきではなく、寛大に扱って入学させることはできない」と断言している。優遇措置によって無理に入学させたとしても決して良いことはないというのである。そして、この場合とくに労働者、農民などがひきあいに出されたのである。⁽¹³⁾ このことは、明らかに学生募集政策の重点が「専」の重視に移ってきたことを示すものである。逆に、労働者、農民

などに対しては、これまで相当にゆるやかな基準がとられていたことがうかがわれる。

ただ、こうした優遇措置については、とくに建国当初の場合、大学進学者の主要な供給源である高級中学卒業生が不足していたため、それを補うものとして労働者、農民、在職幹部といった層の入学が奨励されたという経緯も、「紅」重視の観点とあわせておさえておく必要がある。例えば、1956年の場合、高等教育機関の募集総定員17万人余りに対して、高級中学卒業生は15万6千人であり、しかも大学進学以外に流れることもあって、結局14万人前後が受験すると国務院は見えていた。⁽¹⁴⁾

ともあれ、上述したような主張が顕在化の中で、募集規定においても受験生の質の向上を求める措置が現われてきたのを見ることができる。すなわち、57年の規定⁽¹⁵⁾では、例の「優先入学」の部分で、「学科試験の成績が一般の受験生と同等の時」とされ、55年のように「接近している場合」という記述は削除された。また応募年齢にも制限がつくようになり、30歳以下になったのである。

このように、統一学生募集の開始から第1次5ヶ年計画期にかけて、当初は、社会主義教育の原理を根底にふまえつつ、高級中学卒業生の不足ということも相まって、労働者、農民、在職幹部などに対する優遇政策が推し進められたが、こうした政策はその後徐々に後退し、代って「専」に重きを置く政策が次第に現われるに至ったのである。

2. 「大躍進」期(1958—59)

における学生募集

所有制の社会主義的改造の一応の達成と、整風運動・反右派闘争による思想の「均質化」を経た中国は、1958年から第2次5ヶ年計画期に入った。この時期の指導理念は「大いに意気込み、つねに高い目標をめざし、多く、速く、りっぱに、無駄なく社会主義を建設する」というスローガンに集約される「社会主義建設の総路線」であった。そして、とりわけ58、59年は、その評価は分れるというものの、種々の変革が実施された時期(「大躍進」の時期)であった。高等教育も無論例外ではなく、52年に分離独立した高等教育部が教育部に合併されて、中央の教育行政組織が一本化されるとともに、従来中央各部が所管していた高等教育機関100校のうち60校が地方に移管され、権限の地方への委譲が行われた。また半労半学(働きながら学ぶ)

制の高等教育機関が出現したのもこの時期であった。

学生募集について見れば、⁽¹⁶⁾52年以来経験を積み上げてきた統一募集という形式が大幅に変更され、各高等教育機関が単独ないしいくつか連合して学生募集を行うことになった。ちなみに、同年の募集規定が発表されたのは、入試開始の7月20日も差し迫った7月3日であった（通常、1ヶ月半ないし2ヶ月前に出される）。このことは、変革による相当の混乱を示すものであろう。

具体的募集形式は、芸術、外国語、体育系の一部の大学が単独募集を行い、大多数の大学は所在する省、市、自治区内で数校が連合して募集を行うというものである。また、全国範囲ないし数省にまたがる範囲で募集を行う少数の大学も、各省内での連合募集に便乗して一次試験を実施するのである。こうした形式変更の理由は、次のように説明された。すなわち、従来の統一募集の方法は一定の長所もあるが、過度の統一や集中が地方や個別の高等教育機関の積極性、主体性に悪影響を及ぼしており、中央の権限が地方へ委譲されるという新しい情勢⁽¹⁷⁾にそぐわなくなっているというのである。

ただ、単独および連合募集といっても、それは例外的にはあるが57年にも見られたことであり、具体的変更点は、募集範囲が従来の大行政区から省、市、自治区に変わっただけと見ることもできる。しかし、58年の場合、募集範囲の大小といった側面よりもむしろ、「大躍進」路線と軌を一にした、地方の主体性、さらには個々の大学の主体性を重視する政策の重要性にこそ注目すべきであらう。

こうした学生募集における地方分権化もさることながら、58年には、従来は単純に学力試験の成績のみで合否を決定していたという批判がなされ、政治的資質を審査の第1条件にすべきであるという主張が現われたのである。また、55年の「質は保証し、数は考慮する」という原則に代って、「数も保証すべきだし、質も保証すべきである」とされ、質と量との間のアクセントの置き方にも微妙な変化が認められるのである。

さらに、労働者、農民などについては、応募年齢の制限が5歳引き上げられて35歳とされたほか、入試を免除して優先的に入学させることも規定されている。入試免除という点では、56年にも、中等専門学校卒業生のうちの優秀な者は入試を免除して入学させてもよいとされたことがある。しかし、その根拠は、中等専門学校卒業生は一般基礎科学の知識では高級中学卒業

生に及ばないが、専門知識では優れているとされたからであった。⁽¹⁸⁾ところが、58年の場合、「労働学生および労働幹部は書物上の知識では劣るが、階級闘争、生産闘争の知識では優れており、……新入生の質を下げるはずがないばかりか、逆に向上させるものがある」とまで断言されているのである。明らかに「紅」重視の見解と見てよからう。

また、『人民日報』は募集規定が公布された日に、「高級中学卒業生が積極的に大学に応募すると同時に肉體労働に参加することに対する正しい見方を持ち、積極的に労働参加の準備をすべきである」と述べている。高級中学卒業生があり余っていたわけでもない状況での、この呼びかけにも「紅」重視政策の一端を見ることができよう。

しかしながら、こうした強い「紅」志向の一方で、「専」確保のための措置もあったことを指摘しなければならない。すなわち、各省段階で新入生を採用する際には優先順位があり、まず中央の各行政部門が直轄する大学の新入生を第1に確保することになっていたのである。また、前年にはなかった外国語の試験が加わり、しかも特定の者に対する免除規定がついていなかったのである。

さて、59年の募集規定⁽¹⁹⁾では、「1958年の工作の基礎に立って、引き続き党委員会による指導の原則と階級路線とを貫き」とあり、58年の募集規定で示された基本的方向が踏襲されているように見える。ただ募集範囲としての省、市、自治区内での統一が志向されていることは特徴的である。

また、募集規定が公布された日の『人民日報』の社説は、「基礎の比較的整った学校ないし専攻が質のよい学生を入学させ、とりわけ重点学校が採用する新入生の質は確保しなければならない」としている。一方、「まず政治的質を確保するという前提の下で、入学する学生の学業の質をいっそう高めなければならない。当然ながら、これは政治的質に対する要求を下げてよいということではない」と歯切れの悪い表現も見られる。これらのことから、動かし難い大躍進政策の存在はあるものの、前年の学生募集の方法では必ずしも好ましい成果が上らず、すでに再検討の必要性を生じていたことも考えられよう。この他、58年に採り入れられた理科系と文科系の「かけもち受験」も実効が上らなかったとして停止された。

労働者、農民、在職幹部などについては、応募資格に関して、30歳以下という応募年齢制限を「各地で適

当に幅をもたせる」こととされ、(明確な数字はあげられていない)、彼らについては統一入試によらず、別枠を設けて受け入れ校で単独に入試を行うことになった。しかし、入試免除による優先入学といった規定は削除されてしまった。

58年から入試科目に外国語が加わったことは既に述べたが、59年には外国語専攻の受験者を除いて、外国語の未学習者は試験免除を申請できることになった。

3 60年代前半における学生募集

(1) 募集規定に見られる「大躍進」離れ

前節の後半で、59年にはすでに前年度の募集方法に対する反省の兆が見えたことを指摘したが、60年代に入ると、この傾向はいっそう明確になる。

1960年の募集規定⁽²⁰⁾は、「大躍進」の指導理念である「社会主義建設の総路線」のスローガンを冒頭で引用しているものの、その内容は「統一」の面を強くおし出したものである。募集形式については、「重点大学や中央の各部門が指導するその他の高等教育機関は、全国统一学生募集の方式を採用する。その他の機関の募集方式は省、市、自治区が自ら確定し、全国统一募集に参加してもよいし、全国统一募集の後で別に学生を募集してもよい」とされた。ここに、重点大学および中央直轄の大学とそれ以外のものを二分し、しかも「全国统一募集」を主とするという政策を見てとることができよう。この他、芸術、体育系の単科大学は、実技試験が加わることもあって、各省、市、自治区の統一指導の下に、「連合し、繰り上げて」募集を実施することになった。

統一募集という点では、さらに61年になると、芸術、体育系を除いて「高等教育機関はすべて全国统一学生募集の方式を採用」ことになった。ただ、「全国统一学生募集」といっても、「統一指導と分散処理を結合した方式を採り、基本的には省、市、自治区が募集工作を処理する」とあり、募集事務、入試の実施、採点など具体的活動は、各省の「学生募集機構」⁽²¹⁾が行ったのである。しかし、61年の場合、学生募集計画、応募資格、入試科目などの決定の他、入試問題の作成も中央の教育部が統一して行った。

こうした「統一」志向への傾斜に加えて、60年の規定は、「重点を保証し」「優秀な者を選んで入学させねばならない」といった表現に見られるように、「質」の重視を旨としていることが読みとれる。これと同時に、労働者、農民、在職幹部などの優先入

学は認められたものの、彼らを入学させるにあたっては、「学力程度が受け入れ校の試験に合格し、入学した後授業についていける者でなければならない」という、前年にはなかった一項がつけ加わったことに注目せねばなるまい。さらに61年には、従来必ず記述されていた優先入学についての規定が削除されてしまった。⁽²²⁾

(2) 学生募集の中の「調整」

中国は1959年から61年にかけて連続して自然災害に襲われ、また60年にはソ連の経済・技術援助が停止され、60年初頭に建国以来未曾有の危機の時代を迎えた。この結果、経済の「調整」政策を採用することを余儀なくされたが、このことは62年の募集規定⁽²³⁾にも現われた。すなわち、募集原則に言及した部分で、「調整を中心とする「調整、強化、充実、向上」の方針を貫き」とされ、募集定員の拡大よりも現状維持ないし縮少を、教育の一般的普及よりも質の向上を第一義的に追求することが打ち出されたのである。このためか、いくつかの特徴的な点が顕在化した。

募集形式は前年と同じであるが、従来労働者、農民、幹部などに対して認められていた応募年齢制限を緩和する規定は、62年に削除された。また募集規定の別の部分では、「新入生を採用する方法は、入試成績の高低と受験生の志望の順位に基づいて、高得点から低得点へ順に採用する」とされている。このごく当り前のことがわざわざ挿入された意図は、上述の規定削除の根底に横たわるものと無関係ではないであろう。

つぎに入試科目、とりわけ外国語について見てみる。62年には「外国語を学んだことのない者は、試験免除を申請できる。しかし、全国の重点大学および外国語専攻を受験する者は試験免除を申請できない」と規定された。すなわち、重点大学＝一流大学受験者は試験免除を申請できなくなったのである。このことは、通常の高級中学卒業生以外の者や学習中断者にとっては、一流大学へ進学する上で困難が増すことを意味する。

以上のような点について63年の募集規定⁽²⁴⁾を見ると、まず応募年齢制限の緩和については、62年と同じく規定が削除された。外国語についても62年と基本的には同じである。しかし、「少数民族居住地区の少数民族出身の受験生で、全国の重点大学を受験する者は、外国語試験の免除を申請できる」という

但し書が付いた。自民族語のほかに、いわば外国語としての漢語（中国語）習得というハンディを負う少数民族出身者への若干の配慮が働いた結果であろう。

つぎに、中国の国民経済が好転した64、65年の学生募集規定⁽⁶⁾について検討するが、これら両年の規定はきわめて酷似している。

まず冒頭には、「教育を受ける者を徳育、知育、体育の諸方面ですべて発達させ、社会主義の自覚をもち、教養を身につけた労働者にする」という原則が掲げられた。これは1957年に毛沢東の「人民内部の矛盾を正しく処理する方法について」という論文の中で、初めて明確にされたものであり、それまでの知育偏重の風潮に対して、思想・政治性や労働の意義をより強く押し出す意図をもったものであった。このことに象徴されるように、64、65年の募集規定は全体として、60年代前半の各年に共通の「専」重視の色調を帯びながらも、「大躍進」政策からの急速な方向転換については、いくぶんその速度が弱まったように思われる。

例えば、募集形式に言及した部分では、「重点大学」といった特別の区分はされていない。応募年齢制限は、一般に25歳以下となったが、労働者、農民、兵士、それに2年以上肉体労働に従事した者については緩和され、27歳以下となった。また、外国語試験については、前年までのような、「重点大学受験者は試験免除の申請はできない」という規定は取り除かれた。そして、試験免除申請の条件は、従来の「未学習」に代って、「労働者、農民および2年以上肉体労働に従事した知識青年」などとなった。つまり、外国語を学んだことがあるかどうかといったことよりもむしろ、労働経験に重きが置かれているのである。しかし一方では、外国語試験免除の対象となるのは、文学・歴史類の各専攻を受験する者であって、理科系受験生は対象にならなかったのである。

ところで、65年の募集規定が公布された日の『光明日報』の社説は、高級中学卒業生の一部に、「大学を受験せず、労働に従事することが最も光栄で、最も革命的である」という考え方が広まっていることを指摘し、彼らがまず大学受験に専念するよう訴えている。このことは、当局が推進してきた「質の向上」や重点大学の別格視といった方向とは逆の流れが、青年の間に現われ始めていたことを示すもの

ではなからうか。⁽⁶⁾

このように見えてくると、60年代前半の大学生募集では、募集形式における「統一」を志向する政策とともに、労働者、農民などに対する優遇を抑えてでも、「専」重視を第一義的に追求しようとする政策が、62、63年をピークとして推し進められたといえよう。

結 語

以上、学生募集規定の内容の分析を中心として、中国における大学生募集制度の変遷について考察してきた。最初にも触れたが、「紅」あるいは「専」志向の表現をそれぞれ一面的に抽出しようとするれば、それらの弁証法的関係を故意に分断するものであるとの批判を受けよう。しかしながら、両者はより合わされた紅白の糸のようでありながら、本稿で明らかにしたように、時にそれぞれの太さが均等でなくなっていたことも疑いのない事実である。しかも、「紅」重視と募集形式における「分散」志向、「専」重視と「統一」志向との対応もある程度認められた。

本稿では、最初に述べた意図もあって、文化大革命までの時期について考察したが、文化大革命開始（1966年）以来の学生募集も興味深い諸問題を提起している。この点については、改めて明らかにしていきたい。

（注）

- (1) 労働者、農民、解放軍兵士、革命幹部、革命烈士は、とくに「紅五類」と呼ばれる。
- (2) 多賀秋五郎『近代中国教育史資料 人民中国編』日本学術振興会、昭和51年、384～386ページ。
- (3) 曾昭掄「三年来高等教育的改進」、同上書、472ページ。
- (4) 同じく1952年からは、卒業生の全国統一分配が開始された。
- (5) 『新華月報』1952年7月号、159、165ページ
- (6) 新中国初期の最大の行政区画。全国が東北区、華東区など6大行政区に分かれていた。
- (7) 51年10月公布の「学制改革に関する決定」の中に「各大学は専修班あるいは補修班を附設して」とあり、前掲の曾昭掄論文では、52年に全国で1万余名が半年間の補習の後に全員進学したとされている。
- (8) 香港学生書店編『1954年投考大学指導』、1954年、9～12ページ。

- (9) 修業年限3年を原則として、労農青年幹部に中等程度の教育を与えた学校。55年には学生募集停止の通知が出された。なお、授業科目に外国語は含まれていない。
- (10) 広東省教育庁、広州市教育局などは、「香港・マカオ高級中学卒業生広州帰郷進学指導委員会」を組織して、香港、マカオ出身学生の受験準備のための補習や出願手続の代行などの業務を行っている。
- (11) 『人民日報』,1954年5月25日。
- (12) 同上, 1955年6月19日。
- (13) 同上, 1955年6月30日。
- (14) 同上, 1956年5月4日。
- (15) 同上, 1957年4月25日。
- (16) 同上, 1958年7月3日。
- (17) 実際に権限が「下放」されたのは、募集規定の公布より遅く、8月であった。

- (18) 『人民日報』,1956年4月30日。
- (19) 同上, 1959年6月11日。
- (20) 同上, 1960年6月4日。
- (21) 各省、市、自治区の教育行政部門が、党委員会と人民委員会の指導の下で、関連行政部門とともに、省、市、自治区内の高等教育機関を組織して設置する。
- (22) 『人民日報』,1961年5月13日。
- (23) 同上, 1962年6月18日。
- (24) 同上, 1963年5月31日。
- (25) 同上, 1964年6月4日、および『光明日報』,1965年6月11日。
- (26) 青年のあいだのこうした人生観や労働観の動きについては、1963年以降農村を中心として展開された「社会主義教育運動」との関連が検討されねばならない。

(附 表)

入 試 科 目 の 変 遷

| | 学 科 ・ 専 攻 | 入 試 科 目 | 備 考 |
|------|--|----------------------------------|--|
| 1952 | | 不 詳 | |
| 1953 | 理・工・衛生・農・林 | 国語, 政治常識, 数学, 物理, 化学, 生物, 外国語 | |
| | 文・政法・財經・体育・芸術 | 国語, 政治常識, 歴史, 地理, 外国語 | |
| 1954 | | 同 上 | |
| 1955 | 理・工・と農林科の一部 | 国語, 政治常識, 数学, 物理, 化学 | 入試科目が3区分され, 外国語が除去された。 |
| | 医・農林 | 国語, 政治常識, 物理, 化学, ダーウィン主義基礎 | |
| | 文・歴・政法・財經 | 国語, 政治常識, 歴史, 地理 | |
| 1956 | | 同 上 | |
| 1957 | 基本的には前年と同じだが財經, 経済地理, 哲学専攻には数学が, 外国語専攻には英語または露語が追加された。 | | |
| 1958 | 理, 工と農林, 医薬の一部 | 国語, 政治常識, 数学, 物理, 化学, 外国語 | 文科系, 理科系のかげもち受験が許可された。外国語試験が復活した。 |
| | 医, 農林, 生物, 体育, 心理 | 国語, 政治常識, 物理, 化学, ダーウィン主義基礎, 外国語 | |
| | 文, 史, 政法, 財經, 芸術 | 国語, 政治常識, 歴史, 地理, 外国語 | |
| 1959 | 基本的には前年と同じだが, 医, 農林等のダーウィン主義基礎が生物になり, 文, 理のかげもち受験は停止された。 | | |
| 1960 | 基本的には前年と同じだが, 文, 史等の地理が削除された。文科系に甘く, 理科系に厳しい傾向がある。 | | |
| 1961 | | 同 上 | |
| 1962 | | 同 上 | |
| 1963 | 基本的には前年と同じだが, 医, 農林等に数学が追加された。 | | |
| 1964 | 理, 工, 医, 農 | 国語, 政治常識, 数学, 物理, 化学, 外国語 | 入試科目が2区分になった。文, 史類の財經, 哲学専攻には数学が追加された。 |
| | 文, 史 | 国語, 政治常識, 歴史, 外国語 | |
| 1965 | | 同 上 | |